

第 80 回 国スポ ボウリング競技・都道府県大会
参加申込書

記載事項				
ふりがな	やまもと こうじ		性別	男・女
氏名	山本 幸二			
生年月日	昭和・平成 60年10月2日生 (令和8年4月1日現在 40歳)			
連絡先	TEL:047-〇〇-〇〇〇		E-Mail: ×××@△△.ne.jp	
参加にあたる所属	所属	2	左の所在地	東京都港区高輪〇-〇
居住地を示す現住所	千葉県市川市南 1100-5			
勤務先名・学校名	株式会社〇〇〇			
参加希望種別等	種別	少年・成年	JB登録番号	13-C-00606

(注) (1)所属とは、①居住地を示す現住所、②勤務地、③学校教育法第1条に規定する学校の所在地(大学は除く)、④ふるさと、⑤一家転住等のうちいずれかの数字を記載し、②～③に該当するものは具体的名称と所在地をそれぞれに記入する。④～⑤に該当するものは所定の方法により登録をする。

(2)「ふるさと制度」、「一家転住等」を利用する場合は事前に手続きを完了し、都道府県連盟に提出すること。

私は、第80回国民スポーツ大会ボウリング競技会都道府県大会参加にあたり、実施要項の規定と下記に記載されている「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章」並びに公益財団法人 JAPAN BOWLING 競技者規程を遵守いたします。

令和 8年 4月 1日

主催者 東京都スポーツ協会 殿

参加申込者(自署) 山本 幸二

公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章(抜粋)

第1条 スポーツの意義

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。

第2条 スポーツ精神

自らスポーツを行うことに意義と価値を認め、常に品位と名誉を重んじ、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的かつ継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。

国民スポーツ大会参加申込書に係る個人情報の取り扱いについて

参加申込書に記載された個人情報は、所属都道府県スポーツ協会を経て、開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本スポーツ協会において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために使用いたします。

また、競技別プログラム掲載事項に関する事項は、公表することがあります。

第 80 回 国スポ ボウリング競技・都道府県大会
参加申込書

記載事項				
ふりがな	にしおか しょうた			
氏名	西岡 翔太			性別 (男)・女
生年月日	昭和・(平成)21年 8月3日生 (令和8年4月1日現在 16歳)			
連絡先	TEL:052-〇〇-〇〇〇		E-Mail: ×××@△△.ne.jp	
参加にあたる所属	所属	3	左の所在地	三重県桑名市〇〇町△-△
居住地を示す現住所	愛知県名古屋市港区〇〇町1-2			
勤務先名・学校名	三重県立桑名商業高等学校			
参加希望種別等	種別	(少年)・成年	JB登録番号	23-J-20201

(注) (1)所属とは、①居住地を示す現住所、②勤務地、③学校教育法第1条に規定する学校の所在地(大学は除く)、④ふるさと、⑤一家転住等のうちいずれかの数字を記載し、②～③に該当するものは具体的名称と所在地をそれぞれに記入する。④～⑤に該当するものは所定の方法により登録をする。

(2)「ふるさと制度」、「一家転住等」を利用する場合は事前に手続きを完了し、都道府県連盟に提出すること。

私は、第80回国民スポーツ大会ボウリング競技会都道府県大会参加にあたり、実施要項の規定と下記に記載されている「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章」並びに公益財団法人JAPAN BOWLING 競技者規程を遵守いたします。

令和 8年 4月 1日

主催者 三重県スポーツ協会 殿

参加申込者(自署) 西岡 翔太

公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章(抜粋)

第1条 スポーツの意義

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。

第2条 スポーツ精神

自らスポーツを行うことに意義と価値を認め、常に品位と名誉を重んじ、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的かつ継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。

国民スポーツ大会参加申込書に係る個人情報の取り扱いについて

参加申込書に記載された個人情報は、所属都道府県スポーツ協会を経て、開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本スポーツ協会において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために使用いたします。

また、競技別プログラム掲載事項に関する事項は、公表することがあります。

第 80 回 国スポ ボウリング競技・都道府県大会
参加申込書

記 載 事 項				
ふりがな	わたなべ あんな			
氏名	渡辺 杏奈			性別 男・ 女
生年月日	昭和・ 平成 10年4月20日生 (令和8年4月1日現在 27歳)			
連絡先	TEL:0480-〇〇-〇〇〇		E-Mail: ×××@△△.ne.jp	
参加にあたる所属	所属	4	左の所在地	埼玉県久喜市〇〇2-3-4
居住地を示す現住所	群馬県館林市〇〇〇			
勤務先名・学校名	埼玉県立久喜中央高等学校			
参加希望種別等	種別	少年・ 成年	JB登録番号	10-A-00500

(注) (1)所属とは、①居住地を示す現住所、②勤務地、③学校教育法第1条に規定する学校の所在地(大学は除く)、④ふるさと、⑤一家転住等のうちいずれかの数字を記載し、②～③に該当するものは具体的名称と所在地をそれぞれに記入する。④～⑤に該当するものは所定の方法により登録をする。

(2)「ふるさと制度」、「一家転住等」を利用する場合は事前に手続きを完了し、都道府県連盟に提出すること。

私は、第80回国民スポーツ大会ボウリング競技会都道府県大会参加にあたり、実施要項の規定と下記に記載されている「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章」並びに公益財団法人 JAPAN BOWLING 競技者規程を遵守いたします。

令和 8 年 4 月 1 日

主催者 埼玉県スポーツ協会 殿

参加申込者(自署) 渡辺 杏奈

公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章(抜粋)

第1条 スポーツの意義

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。

第2条 スポーツ精神

自らスポーツを行うことに意義と価値を認め、常に品位と名誉を重んじ、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的かつ継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。

国民スポーツ大会参加申込書に係る個人情報の取り扱いについて

参加申込書に記載された個人情報は、所属都道府県スポーツ協会を経て、開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本スポーツ協会において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために使用いたします。

また、競技別プログラム掲載事項に関する事項は、公表することがあります。

第 80 回 国スポ ボウリング競技・都道府県大会
参加申込書

記 載 事 項				
ふりがな	いけだ りな			
氏名	池田 莉菜			性別 男・ 女
生年月日	昭和 平成 24年 3月 3日生 (令和 8年 4月 1日現在 14歳)			
連絡先	TEL:088-〇〇-〇〇〇		E-Mail: ×××@△△.ne.jp	
参加にあたる所属	所属	5	左の所在地	徳島県徳島市〇〇3-3-201
居住地を示す現住所	徳島県徳島市〇〇3-3-201			
勤務先名・学校名				
参加希望種別等	種別	少年 ・成年	JB登録番号	37-J-30101

(注) (1)所属とは、①居住地を示す現住所、②勤務地、③学校教育法第1条に規定する学校の所在地(大学は除く)、④ふるさと、⑤一家転住等のうちいずれかの数字を記載し、②～③に該当するものは具体的名称と所在地をそれぞれに記入する。④～⑤に該当するものは所定の方法により登録をする。

(2)「ふるさと制度」、「一家転住等」を利用する場合は事前に手続きを完了し、都道府県連盟に提出すること。

私は、第80回国民スポーツ大会ボウリング競技会都道府県大会参加にあたり、実施要項の規定と下記に記載されている「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章」並びに公益財団法人 JAPAN BOWLING 競技者規程を遵守いたします。

令和 8年 4月 1日

主催者 徳島県スポーツ協会 殿

参加申込者(自署) 池田 莉菜

公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章(抜粋)

第1条 スポーツの意義

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。

第2条 スポーツ精神

自らスポーツを行うことに意義と価値を認め、常に品位と名誉を重んじ、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的かつ継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。

国民スポーツ大会参加申込書に係る個人情報の取り扱いについて

参加申込書に記載された個人情報は、所属都道府県スポーツ協会を経て、開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本スポーツ協会において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために使用いたします。

また、競技別プログラム掲載事項に関する事項は、公表することがあります。